

国道 17 号に張り出している樹木等の適切な管理について(お願い)

国土交通省高崎河川国道事務所
沼田維持修繕出張所長

平素より、当事務所の道路行政に対しご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。さて、毎年雪の時期には道路沿いの竹木等が積雪により道路に倒れて、車両や歩行者の妨げとなる事例が発生しています。これらが原因となり、車両や歩行者に事故があった場合には、法律により樹木の所有者が賠償責任を問われることがあります。

通行者の安全と事故防止のため、土地所有者の責任で道路上に張り出した樹木等のせん定や伐採、枝払いなどの適切な維持管理をお願いします。

●次のような状況が見られる土地の所有者の方は、樹木のせん定・伐採をお願いします。

- ・道路や歩道に樹木等が張り出している。
- ・枯れ木や折れたえだ等による通行への支障がある、またはそのおそれがある。
- ・竹や草などの繁茂による通行への支障がある、またはそのおそれがある。

●伐採やせん定作業を行う際の注意事項

作業にあたっては作業の安全確保、また、通行車両、歩行者等への安全確保に十分配慮してください。

電線や電話線のある場所での作業は、事前に東京電力パワーグリッド(株)や NTT 東日本に連絡してください。

●緊急の場合

強風等による枝折れのため事故の発生が予測されるなど、緊急の必要がある場合には、道路管理者が予告なく該当樹木等を伐採・除去することもありますので、ご理解をお願いいたします。

●お問い合わせ先

国土交通省 沼田維持修繕出張所
住所：〒378-0031 群馬県沼田市薄根町 3700
電話：0278-22-2656
FAX：0278-23-3345

●参考(建築限界について 道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条)

道路上で、自動車や歩行者の安全な通行の確保のために、歩道の上空 2.5 メートル、車上の上空 4.5 メートルの範囲内に電柱や信号機、樹木等の支障となるような物を置いてはいけない空間として定めたものをいいます。

